

使用済燃料対策ロードマップの進捗状況に関する
福井県へのご報告

2026年2月13日
関西電力株式会社

当社は本日、使用済燃料対策ロードマップの現在の進捗状況について、
福井県にご報告しました。

当社は、使用済燃料の県外搬出を確実に進めていくために、引き続き、
使用済燃料対策ロードマップに基づく取組みを着実に実施してまいります。

以上

(添付資料) 使用済燃料対策ロードマップの進捗状況について

○2025年2月13日に見直しを行った使用済燃料対策ロードマップに従って、取組みを進めている。

〈六ヶ所再処理工場〉

- ・設工認審査では、各設備に対する①と②について説明する必要があり、昨年12月の審査会合で、①の説明が概ね終了。
- ・②については、審査会合を効率的に進めるために、条文ごとに②の「5. 代表の具体的な設計」として、代表設備の評価結果を優先的に説明し、その説明結果を踏まえて②の「6. すべての評価結果」として代表設備以外の全設備を説明していくこととしており、2月9日の審査会合にて説明を実施。
- ・今回示した全体計画のとおり、あと2回の審査会合で説明を終了するべく取り組む。
- ・設工認審査説明終了後の補正申請を速やかに行えるよう、電力各社の協力を得て対応中。
- ・検査、保安規定、訓練等に対する取組みを進めており、スケジュールの精緻化を実施中。

〈使用済MOX燃料再処理実証研究〉

- ・仏国へ使用済燃料を輸送する輸送容器の準備を進めており、輸送容器の設計について国土交通省の承認後、容器承認申請を行い、仏国にて輸送容器を製作中。

〈中間貯蔵施設〉

- ・2030年頃の操業開始に向けて、引き続き、最大限取り組む。

〈国からの要請事項への対応〉

- ・今後の検査、保安規定、訓練のフェーズへの本格的な移行を見据え、六ヶ所再処理工場の竣工目標の実現に向け、これまで同様に、日本原燃と緊密に連携しながら、電事連大の取組みに積極的に協力すべく、必要となる支援を講じていく。

再処理工場のしゅん工に向けた進捗状況 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

2

再処理工場の設工認の説明、検査、保安規定、工事の各項目における計画に対する状況は以下の通りです。

項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
(1) 設工認の説明	第2回設工認			▽しゅん工	凡例 計画 実施
(2) 検査	使用前事業者検査、使用前確認			ガラス溶融炉検査 重大事故等対処訓練	
(3) 保安規定		保安規定と並行説明			
(4) 工事	新設設備と既設設備の連結工事 安全性向上対策工事		工事	海洋放出管切離し工事	
操業運転			溶液・廃液処理運転開始▽ せん断開始▽	操業	

再処理工場のしゅん工に向けた進捗状況 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

3

(1) 設工認の説明

- ・2月9日の審査会合において、耐震設計は、建物・構築物の評価（解析）の結果および機器・配管系のルールに従った代表の設計結果を説明しました。構造設計等は、設計プロセスに基づく具体的な設計および評価を説明しました。
- ・計画的かつ効率的に説明できるよう、準備を進めています。

項目	ステータス	2024年度												2025年度													
		~7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	今回 (2月)	次回	次々回				
耐震設計	建物・構築物	① 防護対象・設計対象施設の特定 基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明	説明実施	①防護対象・設計対象施設の特定基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明 ①												凡例 計画 ※1 説明実施 2月9日説明範囲											
		②-1 設計プロセスに基づく具体的な設計 (地震応答解析)	説明実施 17/32施設	②-1設計プロセスに基づく具体的な設計（地震応答解析） ②-1												②-2設計プロセスに基づく具体的な設計（部材評価） ②-2											
		②-2 設計プロセスに基づく具体的な設計 (部材評価)	説明実施 16/35施設	②-2設計プロセスに基づく具体的な設計（部材評価） ②-2												②-3評価（解析）の結果 ②-3											
		②-3 評価（解析）の結果	説明実施 13/83施設 (2月9日説明実施 13/83施設)	②-3評価（解析）の結果 ②-3												②-3評価（解析）の結果 ②-3											
構造設計等	機器・配管系	① 防護対象・設計対象施設の特定 基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明	説明実施	①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明 ①												②-1ルールに従った設計内容 ②-1											
		②-1 ルールに従った設計内容	説明実施 1,910/1,910機器 説明実施 14,717/14,717区間 説明実施 134/134弁	②-1ルールに従った設計内容 ②-1												②-2,3ルールに従った代表、代表以外の設計結果 ②-2,3 ②-2											
		②-2 ルールに従った代表の設計結果	説明実施 12/1,910機器 (2月9日説明実施 3/1,910機器)	②-2,3ルールに従った代表、代表以外の設計結果 ②-2,3 ②-2												②-3ルールに従った代表以外の設計結果 ②-3 ②											
		②-3 ルールに従った代表以外の設計結果	説明実施 9/14,717区間 (2月9日説明実施 3/14,717区間) 説明実施 2/134弁	②-3ルールに従った代表以外の設計結果 ②-3 ②												②-3ルールに従った代表以外の設計結果 ②-3 ②											

※1 2月9日審査会合で提示した全体計画

※2 第三十八条/第三十六条 臨界事故の拡大を防止するための設備、第四十条/第三十六条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備、第四十一条/第三十六条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

（2）検査

- ・着手可能な範囲から使用前事業者検査を実施中です。
- ・2月9日の審査会合において、ガラス溶融炉の確認運転の内容と実施時期について説明しました。
- ・引き続き、使用前事業者検査として実施すべきものを整理し、その結果を踏まえて計画を見直します。
- ・全体の進捗状況は、具体的な検査内容や実施時期が確定次第、お示します。

（3）保安規定

- ・変更申請の準備中であり、内容がまとまり次第、変更申請予定です。
- ・全体の進捗状況は、具体的な申請内容や説明予定が確定次第、お示します。

（4）工事

- ・竜巻対策、火災対策、溢水対策、重大事故等対策に関する設備の設計の見直しを検討・実施中です。
- ・現在、計画通りに進捗しています。

【国からの要請】（2026年2月12日）

（六ヶ所再処理工場の取組みについて）

1. 日本原燃への要請事項

- ・「説明の全体計画」を踏まえた設工認審査の着実な対応に加え、検査、保安規定等のスケジュールについても、引き続き、原子力規制委員会での議論の結果なども踏まえ、精緻化を進めること。

2. 電力各社への要請事項

- ・審査対応に加え、物量が大きい補正作業の準備と、後段規制への準備を並行して進めていく必要があるため、日本原燃においては、効率的な進め方を十分検討いただくとともに、引き続き日本原燃と連携を密にし、同社の現場にどのような支援が可能か、検討すること。

【これまでの対応】

- ・原子力発電所の再稼動審査の経験を有し、プロジェクトを推進する能力を持った社員1名、日本原燃への出向経験を有し、ステアリングチームをサポートできる能力を持った社員2名を昨年8月に派遣し、プロパー社員を指導しつつ、複数の部署間や、設計と現場責任者間の連携強化する取組みを実施。
- ・説明根拠の記載充実や説明のわかりやすさの観点から審査資料のチェックを行い品質を向上させる取組みを実施。
- ・日本原燃からの支援要請に基づき、今後の着実な審査進捗に備えて、溢水などの設工認の審査体制を強化するため、規制庁対応の経験を有する社員3名を昨年9月に追加して派遣するなど、これまで40名程度派遣し、日本原燃の審査対応を支援。
- ・日本原燃が必要とする支援内容について、電事連と調整の上、補正申請書のチェックや検査、保安規定、訓練等のスケジュール精緻化などを支援。

【今後の対応】

- ・今後の検査、保安規定、訓練のフェーズへの本格的な移行を見据え、六ヶ所再処理工場の竣工目標の実現に向け、これまで同様に、日本原燃と緊密に連携しながら、電事連大の取組みに積極的に協力すべく、必要となる支援を講じていく。

使用済M〇X燃料再処理実証研究について

○仏国へ使用済燃料を輸送する輸送容器の準備を進めており、輸送容器の設計について国土交通省の承認後、容器承認申請を行い、輸送容器の製作を開始している。

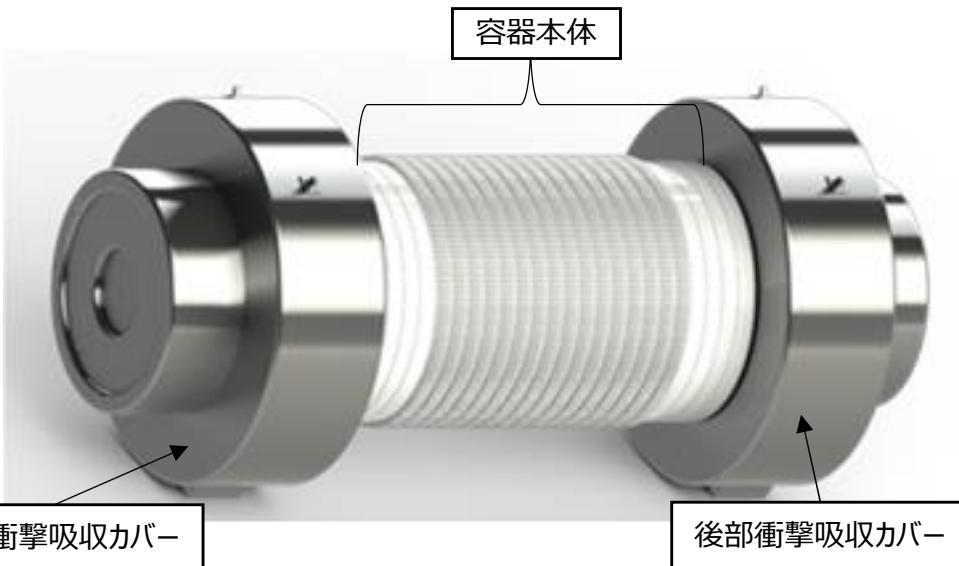
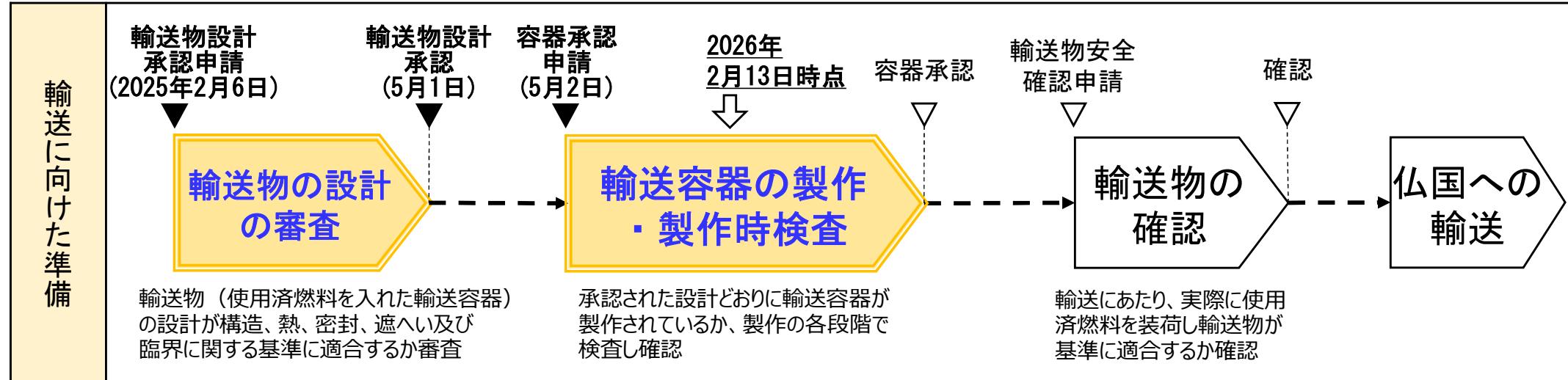


図 TN-Eagle型 輸送容器全体図

仕様（乾式）	
輸送物 総重量	約127トン以下 (使用済燃料、衝撃吸収カバー含む)
外径 全長	約3.6m 約8.3m (衝撃吸収カバー含む。)
材質	炭素鋼等
収納体数	26体以下 (うち使用済M〇X燃料は0~2体)

参 考

設工認の説明の全体計画 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

9

全体計画 (1 / 6)

▶ 2025年12月の審査会合で示した全体計画 (説明終了時期) を見直し、前回の説明実績と今後の説明予定等を反映

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												備考		
			①			②			2024年度			2025年度											
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表の具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
1	第4条 臨界防止	臨界防止に係る設計	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	※1														
2	第5条、第32条／第6条、第33条 地盤／地震	建物・構築物 (SRモデル)																					
3		建物・構築物 (FEMモデル)							一部説明済み														
4		機器系 (機器質点系モデル)							一部説明済み														
5		機器系 (はりの計算モデル)							一部説明済み														
6		機器系 (FEMモデル)							一部説明済み														
7		配管系 (配管系標準支持間隔モデル)							一部説明済み														
8		配管系 (多質点系はりモデル)							一部説明済み														
9		配管系 (加振試験を用いた設計)					一部説明済み	一部説明済み															
10		配管系 (多質点系はりモデル (弁))																					
11	第7条/34条 津波	津波に対する防護設計																					
12	第8条 外部衝撃 (竜巻)	竜巻に対する防護設計																					
13	第8条 外部衝撃 (外部火災)	森林火災及び石油備蓄基地火災 (重畠含む。) に対する防護設計																					
14		敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する防護設計																					
15		航空機墜落による火災の輻射影響に対する防護設計																					
16		二次的影響 (はい煙) に対する防護設計																					
17		二次的影響 (有毒ガス) に対する防護設計	※2																				

※1:「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

※2: 既認可通りの設計で制御室の居住性の確保を考慮しており、設計対象施設として特定する対象がないことを確認したため、「2. 設計対象施設の特定」までを説明範囲とする。

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■: 説明を実施した範囲 (説明ステータスは説明を完了したもの)

□: 説明対象外の範囲

○: 今回の説明範囲

→: 審査会合が無かったことによる変更

赤字: 前回計画からの変更

設工認の説明の全体計画 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

10

全体計画 (2 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール										今後の説明予定			備考			
			①			②			2024年度					2025年度											
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表的具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月					
18	第8条 外部衝撃 (火山)	降下火砕物の堆積荷重に対する防護設計																			② [5.6.]	降下火砕物の堆積関連 No.18,31(2項目)セット	② [5.6.]		
19		粒子の衝突に対する防護設計																				竜巻関連 No.12,19,26(3項目)セット			
20		閉塞に対する防護設計																							
21		磨耗に対する防護設計																							
22		絶縁低下に対する防護設計																							
23		腐食に対する防護設計	※3																						
24		中央制御室の大気汚染に対する防護設計	※2																						
25	第8条 外部衝撃 (落雷)	落雷に対する防護設計																			② [6.]	竜巻関連 No.12,19,26(3項目)セット	② [6.]		
26	第8条 外部衝撃 (その他)	風(台風)に対する防護設計																							
27		凍結に対する防護設計																							
28		低温及び高温に対する防護設計																							
29		降水に対する防護設計																							
30		塩害に対する防護設計																							
31		積雪の堆積荷重に対する防護設計																			② [5.6.]	降下火砕物の堆積関連 No.18,31(2項目)セット	② [5.6.]		
32		積雪による閉塞に対する防護設計																							
33		生物学的事象に対する防護設計																							
34		有毒ガスに対する防護設計	※2																						
35		電磁的障害に対する防護設計																			② [6.]	変更なし条文	② [6.]		
36	第8条 外部衝撃 (航空機)	航空機落下に対する防護設計	第1回申請まで認可済み																						
37	第9条 不法侵入	不法侵入防止に係る設計	第1回申請まで認可済み																						
38	第10条 閉じ込め	閉じ込めの機能に係る設計																							

※1：「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

※2：既認可通りの設計で制御室の居住性の確保を考慮しており、設計対象施設として特定する対象がないことを確認したため、「2. 設計対象施設の特定」までを説明の範囲とする。

※3：降下火碎物が接触する可能性のある施設に使用している材料が、当該環境で腐食し難いことを確認したため、「1. 防護対象の特定」までを説明の範囲とする。

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

- ①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス
 - ②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価
 - : 説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）
 - : 説明対象外の範囲
 - : 今回の説明範囲
 - : 審査会合が無かったことによる変更
 - 赤字 : 前回計画からの変更

設工認の説明の全体計画 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

11

全体計画 (3 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール										備考					
			①			②			2024年度					2025年度					今後の説明予定					
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表の具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	今回 (2月)	次回	次々回	
39	第11条 / 第35条 内部火災	1.火災及び爆発の発生防止に係る設計	I.火災及び爆発の発生防止に係る設計																					
40		II.火災の延焼防止に係る設計																						
41		2.火災の感知に係る設計	I.火災の早期感知に係る設計																			② [5.6.]		
42		II.火災感知設備に係る設計																				② [5.6.]		
43		3.火災の消火に係る設計																						
44		4.火災及び爆発の影響軽減に係る設計	I.火災区域の分離に係る設計																			② [6.]		
45		II.系統分離に係る設計																				② [6.]		
46	第12条 溢水	没水に対する防護設計																			①	①	② [5.]	② [6.]
47		被水に対する防護設計																			①	①	② [5.]	② [6.]
48		蒸気に対する防護設計																			①	①	② [5.]	② [6.]
49		スロッシングに対する防護設計																			①	①	② [5.]	② [6.]
50		屋外溢水に対する防護設計																			①	①	② [5.]	② [6.]
51	第13条 薬品漏えい	化学薬品漏えいに対する防護設計																			①	①	② [5.]	② [6.]
52	第14条 安全避難通路	避難用照明に係る設計																			①	②		
53		作業用照明に係る設計																			①	②		
54	第15条 安重	安全上重要な施設の多重性確保に係る設計																						変更なし条文
55	第16条 安有	環境条件（圧力、温度、湿度、放射線等）に対する防護設計																			※1			変更なし条文
56		試験・検査性に関する設計																			※1			変更なし条文
57		内部発生飛散物に対する防護設計																		①	②			
58		共用に関する設計																		①	②			
59		誤操作の防止に関する設計																		※1				変更なし条文

※1 : 「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■ : 説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

□ : 説明対象外の範囲

○ : 今回の説明範囲

→ : 審査会合が無かつことによる変更

赤字 : 前回計画からの変更

設工認の説明の全体計画 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

12

全体計画 (4 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール										備考			
			①			②			2024年度					2025年度								
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表の具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月		
60	第17条 / 第37条 材料構造	機械的強度の確保に係る設計						一部説明済み	一部説明済み													
61	第18条 搬送	搬送設備に係る設計																				※1
62	第19条 貯蔵	使用済燃料の貯蔵施設等に係る設計																				※1
63	第20条 計測制御	計測制御系統施設に係る設計																				※1
64	第21条 放管	外電喪失時の機能維持に係る設計																				
65		伝送系の多様性確保に係る設計																				
66	第22条 安全保護回路	安全保護回路に係る設計																				※1
67	第23条 制御室等	施設外状況の把握設備に係る設計																				
68		居住性確保に係る設計																				
69	第24条 廃棄	廃棄施設に係る設計																				※1
70	第25条 保管廃棄	保管廃棄施設に係る設計																				※1
71	第26条 汚染防止	使用済燃料等による汚染の防止に係る設計																				※1
72	第27条 遮蔽	遮蔽に係る設計																				※1
73	第28条 換気	換気設備に係る設計																				※1
74	第29条 保安電源	高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策に係る設計																				
75		1相開放故障対策に係る設計																				
76		電気容量確保に係る設計																				
77	第30条 / 第50条 緊対	緊急時対策所の居住性確保に係る設計																				
78	第31条 / 第51条 通信	外電喪失時の機能維持に係る設計																				
79		通信連絡設備の多様性確保に係る設計																				

※1 : 「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

- 審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- 廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

- ①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス
- ②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価
- : 説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）
- : 説明対象外の範囲
- : 今回の説明範囲
- : 審査会合が無かったことによる変更
- 赤字 : 前回計画からの変更

設工認の説明の全体計画 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

13

全体計画 (5/6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												備考	
			①			②			2024年度						2025年度							
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表的具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
80	第36条 重大事故	可搬型SA設備の保管及び移動に係る設計																			①	
81		SA設備に係る共通的な要求事項（個数、環境条件等）に対する設計																			② [5.6.]	
82	第38条 SA臨界	可溶性中性子吸収材の供給設備に係る設計																			② [5.6.]	
83		臨界事故に伴う水素爆発の発生防止（水素掃気）に係る設計																			② [5.6.]	
84		臨界事故が発生した設備への核燃料物質の移送を停止する設備に係る設計																			② [5.6.]	
85		廃ガス貯留設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計																			② [5.6.]	
86		建屋内の内部ループへの通水に係る設計																			②	
87	第39条 蒸発乾固	建屋内の機器への注水に係る設計																			②	
88		建屋内の冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水に係る設計																			②	
89		排気のセル導出に係る設計																			②	
90		放射性エアロゾルの除去設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計																			②	
91		貯水槽から各建屋への水の供給及び排水に係る設計																			② [5.6.]	中型移送ポンプ車関連 No.91,102(2項目)セット
92	第40条 水素爆発	圧縮空気自動供給貯槽又は圧縮空気自動供給ユニットによる水素掃気に係る設計																				
93		機器圧縮空気自動供給ユニットによる水素掃気に係る設計																				
94		可搬型空気圧縮機による水素掃気（未然防止）に係る設計																				
95		圧縮空気手動供給ユニットによる水素掃気に係る設計																			② [5.6.]	
96		可搬型空気圧縮機による水素掃気（再発防止）に係る設計																				
97		排気のセル導出に係る設計																				
98		放射性エアロゾルの除去設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計																				
99	第41条 有機溶媒火災	火災又は爆発が発生した設備へのTBP等の移送を停止する設備に係る設計																			② [5.6.]	
100		火災又は爆発が発生した設備の加熱停止設備に係る設計																			② [5.6.]	
101		廃ガス貯留設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計																			② [5.6.]	

※4 : 事故・対処条文（第38条～第42条）でシステム（系統）を説明する際に第36条関連を合わせて説明

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■ : 説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

□ : 説明対象外の範囲

■ : 今回の説明範囲

→ : 審査会合が無かったことによる変更

赤字 : 前回計画からの変更

設工認の説明の全体計画 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

14

全体計画 (6 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール										今後の説明予定			備考	
			①				②		2024年度					2025年度					今回（2月）	次回	次々回		
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表的具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月			
102	第42条 プール冷却	代替注水設備に係る設計							①												② [5.6.]	中型移送ポンプ車関連 No.91,102(2項目)セット	
103		スプレイ設備（燃料貯蔵プール等への水のスプレイ）に係る設計							①												② [5.6.]	大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット	
104		漏えい抑制設備に係る設計														① ②							
105	第44条 放出抑制	大気中への放射性物質の放出抑制設備（建屋への放水）に係る設計							①												② [5.6.]	大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット	
106		大気中の放射性物質の放出抑制設備（セル又は建物への注水）に係る設計							①												② [5.6.]	大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット	
107		工場等外への放射線の放出抑制設備（プールへの注水）に係る設計							①												② [5.6.]	大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット	
108		各建物周辺における航空機燃料火災、化学火災に 対応するための設備（燃料火災等に対する放水）に係る設計							①												② [5.6.]	大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット	
109		放射性物質の流出抑制設備に係る設計								① ②													
110	第45条 水供給設備	水源の水量確保に係る設計								①	①										② [5.6.]		
111		第1貯水槽への水補給設備（第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給）に係る設計							①												② [5.6.]	大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット	
112		第1貯水槽への水補給設備（敷地外水源から第1貯水槽への水の補給）に係る設計							①												② [5.6.]	大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット	
113	第46条 電源	重大事故等対処設備への電力供給に係る設計								①											② [5.6.]		
114		重大事故等対処設備への燃料補給に係る設計									①										② [5.6.]		
115	第47条 計装	重大事故等におけるパラメータの把握に係る設計									① → ①										② [5.6.]		
116	第48条 制御室	居住性確保に係る設計										①		②									
117	第49条 監視測定	重大事故等における放射線及び気象条件の監視測定に係る設計								①				②									
118	新設する冷却塔および配管に係る設計									① ②													
119	新設設備および既設設備の改造に関する設計																				② [5.6.]		

※1：「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【范例】

- ## ①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評議

■：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

■ : 説明対象外の範囲

□：今回の説明範囲

→: 審査会合が無かったことに

設工認の説明の全体計画 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

15

全体計画 (詳細) [耐震 (1/2)]

・建物・構築物

条文	項目	対象施設数	2024年度						2025年度						今後の説明予定				
			~10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	今回 (2月)	次回	次々回
第五条 安全機能を有する施設の地盤	SRモデル	【①②-1②-2②-3 : 31施設* ¹ 】 建物 屋外機械基礎 排気筒 換気筒	①	②-1:1施設 (1/8)	②-1:1施設 (2/8)	②-1:2施設 (4/8)		②-2:1施設 (1/8)		②-1 → ②-1:1施設 (5/8)	②-1:2施設 (7/8)		②-1 → ②-1:1施設 (8/8)						
第三十二条 重大事故等対処施設の地盤									②-2 → ②-2:0施設 (1/8)	②-2:0施設 (1/8)		②-2 → ②-2:3施設 (4/8)	②-2:4施設 (8/8)						
第六条/第三十三条 地震による損傷の防止	FEMモデル	【①②-1②-3 : 52施設* ¹ 】 【②-2 : 48施設* ^{1*2} 】 建物 屋外機械基礎 竜巻防護対策設備 地下水排水設備 洞道 可搬型設備保管エリア基礎	①		②-1:2施設 (2/24)			②-1:1施設 (3/24)		②-1 → ②-1:2施設 (5/24)	②-1:3施設 (8/24)		②-1 → ②-1:1施設 (9/24)						
					②-2:1施設 (1/27)					②-2 → ②-2:1施設 (経過報告)	②-2:2施設 (3/27)		②-2 → ②-2:2施設 (5/27)	②-2:2施設 (7/27)	②-2:1施設 (8/27)				

・審査会合の実施頻度は1回/月として記載。今後、実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象施設数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。

・各月に記載している施設の数については、実施状況に応じて適宜見直す。

* 1 : 対象施設数については、Sクラス施設を間接支持する建物・構築物及び上位クラス施設に対して波及的影響を及ぼすおそれのある建物・構築物の数を示す。

* 2 : 竜巻防護対策設備のうち、建物に取り付く防護板（4施設）については、当該建物における防護板の支持レベルの床応答を用いて設計するため、地震応答解析は実施しない。

* 3 : 地震応答解析結果は、Ss・基本ケースを提示する。その他のケースについては、部材評価結果を提示以降、資料提示する。

* 4 : 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価等の影響評価については、部材評価結果を提示以降、資料提示する。

【凡例】

審査会合での説明内容

- ① : 防護対象・設計対象施設の特定
基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明
- ②-1 : 設計プロセスに基づく具体的な設計（地震応答解析）
- ②-2 : 設計プロセスに基づく具体的な設計（部材評価）
- ②-3 : 評価（解析）の結果*^{3*4}

＜進捗スケジュール＞

■ : 説明を実施した範囲

□ : 今回の説明範囲

→ : 審査会合が無かったことによる変更

赤字 : 前回計画からの変更

設工認の説明の全体計画 (2026年2月9日時点)

【日本原燃株式会社HPより引用】

16

全体計画 (詳細) [耐震 (2/2)]

・設備 (機器・配管系)

条文	項目	対象機器数 *1	2024年度						2025年度							
			~10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月
第六条／第三十三条 地震による損傷の防止	機器系 機器質点系モデル	1637 機器	①	①		①		②-1 1637 / 1637 ②-2 7 / 1637								
	機器系 はりの計算モデル	218 機器	①	①		①		②-1 218 / 218 ②-2 1 / 218				① ②-1 218 / 218				
	機器系 FEMモデル	55 機器	①	①		① ②-1 5 / 55		②-2 1 / 55				① ②-1 55 / 55				
	配管系 配管系標準支持間隔モデル	6551 区間	①	①		①			②-1 6551 / 6551 ②-2 2 / 6551							
	配管系 多質点系はりモデル	6987 区間	①	①		①			②-1 6987 / 6987 ②-2 3 / 6987			① ②-1 6987 / 6987				
	配管系 加振試験を用いた設計	1179 区間	①	①		①			②-1 1179 / 1179 ②-2 1 / 1179					① ②-1 1179 / 1179 ②-2,3 1179 / 1179		
	配管系 多質点系はりモデル (弁)	134 弁	①	①		①			②-1 134 / 134 ②-2 2 / 134					②-3 134 / 134		

今後の説明予定		
今回 (2月)	次回	次々回
②-2 8 / 1637	②-2 9 / 1637	②-3 1637 / 1637
②-2 2 / 218	②-2 6 / 218	②-3 218 / 218
	②-2 15 / 55	②-3 55 / 55
②-2 3 / 6551	②-2 4 / 6551	②-3 6551 / 6551
②-2 5 / 6987	②-2 6 / 6987	②-3 6987 / 6987
① ②-1 1179 / 1179		②-2,3 1179 / 1179
		②-3 134 / 134

【凡例】

- 審査会合での説明内容
 ①：防護対象・設計対象施設の特定
 基本的な設計の考え方および
 設計プロセスの説明
 ②-1：ルールに従った設計内容
 ②-2：ルールに従った代表の設計結果
 ②-3：ルールに従った代表以外の設計結果

＜進捗スケジュール＞

- ：説明を実施した範囲
 ○：今回の説明範囲
 →：審査会合が無かったことによる変更
 赤字：前回計画からの変更

- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象機器数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。
 - ・各月に記載している施設の数については、実施状況に応じて適宜見直す。なお、申請対象設備の整理に伴う施設数の見直しについても適宜対応する。
- * 1：対象機器数は動的地震力及び静的地震力を用いて評価する設備の数を示す。
- * 2：水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価については、耐震評価結果を提示以降、資料提示する。

- ・六ヶ所再処理工場の2026年度中の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保
- ・2027年度から再処理開始、2028年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出において、2030年度までの3年間で198tを搬出（全体再処理量の約6割）。その後も必要量を確保し搬出するよう取り組む
- ・使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、2027年度から2029年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約200tを仏国オラノ社に搬出、データ充実化が必要になったことを踏まえ、さらに200t関西電力から搬出容量枠を確保し、まず2030年度から100tを搬出する
- ・中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始
- ・中間貯蔵施設の操業を開始する2030年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラノ社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制
- ・あらゆる可能性を組み合わせて必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する
- ・本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない
- ・使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
六ヶ所再処理工場			竣工	各電力会社の使用済燃料の再処理							
				下期 70t	上期 60t	下期 110t	上期 0t	下期 90t	(徐々に800tに増加)	800t	800t
										800t	800t
使用済MOX燃料 再処理実証研究				各電力会社の使用済燃料受入れ							
				130t	110t	90t*	(徐々に800tに増加)	800t	800t	800t	800t
中間貯蔵施設				関西電力からの使用済燃料搬出量							
				78t	66t	54t	(その後も必要量を搬出)				
				高浜発電所から仏国搬出（オラノ社への搬出 200t+100t）							
				70t	70t	60t	100t				
				中間貯蔵施設 操業							

* 受入れ量は前年度下期と当年度上期の再処理量の合計値であるが、2030年度上期の再処理量が公表されていないため、2029年度下期の再処理量の値を記載